

## 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について（概要）

平成 26 年 1 2 月  
内閣官房地域活性化統合事務局

### 1. 変更理由

「日本再興戦略」改定 2014－未来への挑戦－（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みの構築が示されたことを踏まえ、「地域再生法」の改正が行われた。それに伴い、所要の変更を行うもの。

### 2. 変更内容

「地域再生法」の改正により、認定手続き・提出手続きのワンストップ化が盛り込まれ、地域再生計画の認定で中心市街地活性化基本計画がみなし認定されることになったことに伴い、基本方針の変更を行う。